

歳末支援金等をお配りします

◆希望する方は申請書の提出が必要です◆

今年度も「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに【歳末たすけあい運動】を行います。

毎年、地域の皆さまからたくさんの歳末たすけあい募金をいただいております。この善意を市内に在住する生活にお困りの世帯の方々に、地域の担当民生委員さんを通して支給いたします。支援金等を希望される下記に該当する方は、**10月28日(月)まで**に担当民生委員さんに裏面申請書を提出してください。

【民生委員さんの支援を必要とする世帯】

◇1つの世帯で「低所得者支援」と「在宅介護者支援」のどちらかの申請となります。

◇該当する方は、申請書の生活状況の欄に『手帳の種類・等級』『要介護4または5』『介護者』等をお書きください。

◇該当する方は、該当項目について社会福祉協議会が市役所に確認をしますので、申請書の下欄の委任状に署名・捺印をしてください。

署名・捺印がない場合は、支援金等をお配りできません。

◇課税状況は、1月1日を基準とするため、1月2日以降に加須市へ転入された方は、転入前の市区町村で非課税証明書をお取りいただくか、源泉徴収票を添付してください。

【対象の基準について】

10月1日現在で、加須市の住民基本台帳に登録されている住所にお住まいの次のいずれかに該当する世帯	
低所得者支援	①生活にお困りの低所得世帯（非課税世帯または住民税の均等割のみかかる世帯）である
	②低所得世帯で次の事項に当てはまる家族がいる ○身体障がい児・者（1・2級） ○知的障がい児・者（A・A） ○精神障がい者（1・2級）
	③低所得世帯で来春小学校または中学校に入学するこどもがいる
在宅介護者支援	④要介護4以上の高齢者（65歳以上）を在宅で介護している
	⑤要介護4以上の在宅高齢者（65歳以上）である
	⑥18歳未満の身体障がい児（1級）または知的障がい児（A）を在宅で介護している
※生活保護世帯は、年末に加算分があるため低所得者支援（①②③）の対象となりません。	
※令和5年分の収入状況が未申告の方は、課税状況が不明のため、対象となりません。	
※施設やグループホーム入所者、3ヶ月以上の長期入院者は対象となりません。	

【申請方法等について】

◆申請書は、黒のボールペンでお書きください。

◆対象世帯には12月中に担当民生委員さんを通じてお届けします。

※10月28日(月)を過ぎたの申請はできませんのでご注意ください。

【問合せ】

本 所 Tel 0480 (62) 6451

騎西支所 Tel 0480 (73) 2341

北川辺支所 Tel 0280 (62) 4000

大利根支所 Tel 0480 (72) 5069

令和6年度歳末支援金等申請書

住所	加須市	電話	
続柄	ふりがな 氏名	生年月日	職業・学年 生活状況(介護・障がい等記入)
世帯主		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	
		大・昭平・令 年 月 日	

申請理由 (該当するチェック欄のどちらかに○印をつけてください)

チェック欄	項目
低所得者 支援	①生活にお困りの低所得世帯(非課税世帯又は住民税の均等割のみかかる世帯)である
	②低所得世帯で次の事項に当てはまる家族がいる ○身体障がい児・者(1・2級) ○知的障がい児・者(㉠・A) ○精神障がい者(1・2級)
	③低所得世帯で来春小学校または中学校に入学するこどもがいる
在宅介護者 支援	④要介護4以上の高齢者(65歳以上)を在宅で介護している
	⑤要介護4以上の在宅高齢者(65歳以上)である
	⑥18歳未満の身体障がい児(1級)又は知的障がい児(㉠)を在宅で介護している
<p>上記のとおり支援金等を申請します。 社会福祉法人加須市社会福祉協議会会長 宛</p> <p>令和6年 月 日 (世帯主の名前) (印)</p>	

※下記の委任状に必ずご記入ください。

※署名・捺印がない場合は、支援金等を支給できませんのでご注意ください。

委 任 状

代理人 加須市下高柳1932番地1
社会福祉法人加須市社会福祉協議会会長

私は上記の者を代理人と定め、令和6年度歳末支援金等申請に伴う次の事項の確認に関する権限を委任します。

○世帯員の市町村民税課税状況に関すること	○障害者手帳の交付状況に関すること
○要介護度に関すること、サービスの利用状況に関すること	○生活保護の受給の有無に関すること

(世帯主の住所) **加須市**

令和6年 月 日 (世帯主の名前) (印)

※申請書にご記入いただいた個人情報は、この事業以外には使用いたしません。

担当民生委員氏名